

令和6年度 保育士就職準備金貸付事業の実施について (お知らせ)

栃木県社会福祉協議会では、『保育士就職準備金貸付事業』を実施します。

〔制度の概要〕

県内の保育人材の確保を支援することを目的とし、保育士資格を有し、保育士として就労をする方で、かつ貸付対象者としての条件を全て満たす方に対して、就職準備金を貸し付ける制度です。

貸付けを受けた方が、県内の保育所等で保育業務に従事し、引き続き2年間、これらの業務に従事した場合には、就職準備金が全額返還免除されます。

- 募集対象 次頁「1 貸付対象者」の全ての要件に該当する方
- 募集人数 (年間) 80名程度 (※募集人数に達し次第受付終了となります。)
- 申請方法

とちぎ保育士・保育所支援センターに電話連絡 (TEL 028-307-4194) の上、提出期限 (※) までに申請者本人が当センター又は「福祉のお仕事出張相談」に貸付申請書等を提出してください。詳しくは、次頁以降をご覧ください。なお、未就学児を持つ方は、「未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付」との併用申請が可能です。

※提出期限について

就労開始日 (産休・育休復帰日) を含む月の翌々月末です。

- 【例】①4月15日 (月) に就労開始 (復帰) した場合は、6月28日 (金) までです。
月末日が土曜・日曜・祝日の場合は、その前の平日となります。
- ②5月31日 (金) に就労開始 (復帰) した場合は、7月31日 (水) までです。
- ③12月の提出期限は、12月27日 (金) までです。

お申込み・お問い合わせ先

とちぎ保育士・保育所支援センター

開所日時：月曜日～金曜日の9：00～17：00、毎月第3土曜日の9：00～17：00

当センターでは保育に関する無料職業紹介事業を行っております。
また、就職相談会や保育講座、保育体験等を実施しています。お気軽にお電話ください。

〒320-8508
栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター内
TEL：028-307-4194 FAX：028-623-4963
E-mail info@tochigi-hoikushi-center.org
ホームページ <https://www.tochigi-hoikushi-center.org/> (QRコード→)



1 貸付対象者

次の（１）～（２）の全ての条件に該当する方。ただし、国庫補助による貸付制度等（保育士修学資金貸付における就職準備金の加算、生活福祉資金貸付における福祉費等）を受けた方を除きます。

- （１）他都道府県での就職準備金貸付を受けていない方。
- （２）栃木県内の保育所等を離職した方、又は勤務経験のない方

ただし、保育士資格を有し、保育士として栃木県内の保育所等（別表のとおり）に週20時間以上勤務することが必要です。また、新規卒業者にあつては、就労するため他県から転入してきた方に限ります。なお、すでに当貸付を受けたことのある方については再度の貸付はできません。

2 貸付額、対象経費について

貸付の上限額	一人1回 <u>400,000円以内（※）</u>
貸付の利子	無利子
貸付対象となる経費の例	<ul style="list-style-type: none">・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用・ 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料・ 保育所等で使用する被服費・ 保育所等への勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用・ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費・ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用・ 子どもの預け先を探す際の活動に必要となる費用 その他、就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

※ただし、貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省調査）による栃木県内の保育士の有効求人倍率が、一般職業紹介状況による全国の有効求人倍率以下の場合には、200,000円以内となります。

3 申請手続きについて

- （１）貸付の条件を満たしているか確認のため、とちぎ保育士・保育所支援センターに電話連絡（TEL 028-307-4194）をお願いします。
- （２）**保育職の求職期間中に、当センターに①「届出書（兼求職登録票）」②「利用計画書及び職歴報告書」を提出してください。（エントリー受付） 郵送提出可。**

【当センターでの求職登録（無料）について】

とちぎ保育士・保育所支援センターで無料職業紹介を行っています。当センター窓口での求職登録をお勧めします。返還免除対象施設・業務かどうか併せて確認させていただきます。

「福祉のお仕事」サイトでの求職登録も可能です。

サイト登録の場合、直接ご自身で求人に応募ができます。

<https://www.fukushi-work.jp/>



(3) 就労開始日を含む月の翌々月末までに、次の書類を提出してください。 **書類不備・誤記入による再提出の場合も、提出期限以降の受付は一切出来ません。**

(例：4月15日に就労開始(復帰)した場合は、6月28日(金)が提出期限です。月末が土・日・祝日の場合は、最終の平日となります。12月の提出期限は、12月27日(金)です。)

申請に係る提出書類

①「貸付申請書」

ア 家族の状況欄には、生計を一つにする者の直近の所得金額を記入の上、それを証する書類(源泉徴収票の写し又は課税証明証等で所得及び扶養家族等が確認できるもの)を添付してください。

イ 連帯保証人1人(申請者と別生計で独立の生計を営む成年)を記入してください。

ウ 連帯保証人の直近の所得金額を証する書類(源泉徴収票の写し等)を添付してください。

②「業務従事証明書」

施設又は事業所の長から保育士として従事している旨の証明を受けてください。

③保育士証の写し(現姓のもの)

旧姓で登録の場合は、旧姓の保育士証の写しと書き換え交付手数料の領収書を添付。

④住民票(3カ月以内発行のもの。コピー不可)

世帯全員の記載のあるもの。マイナンバー(個人番号)、本籍地の記載は不要です。

提出に係る様式の受け取り方法

① 当センターホームページからダウンロード <https://www.tochigi-hoikushi-center.org>

② 郵送にて請求…返送先の住所・氏名を明記し、140円切手(保育料の一部貸付を併用する方は、210円分の切手)を貼り付けした角2サイズの返信用封筒を同封の上、以下の宛先に郵送

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階
栃木県社会福祉協議会 とちぎ保育士・保育所支援センター 貸付担当 あて

③ 当センターに来所(事前にお電話ください。)

提出先

提出の際は当センターに連絡の上、当センター窓口又は県内ハローワーク(宇都宮を除く)での「福祉のお仕事出張相談」窓口に申請者本人が直接お越しください(再提出の場合は郵送可)。

・とちぎ保育士・保育所支援センター

宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階

センター開所日時：月曜日～金曜日の9:00～17:00(祝日を除きます)

毎月第3土曜日の9:00～17:00(祝日も開所します)

・福祉のお仕事出張相談 令和6年5月～令和7年3月に各ハローワークにて確認します。

※祝日にあたる場合は振替があります。具体的な日程は当センターまでお問い合わせください。

ハローワーク名	予定曜日	相談時間	ハローワーク名	予定曜日	相談時間
栃木	第2月曜日	①	足利	第4火曜日	①
那須烏山	第3月曜日	②	日光	第4火曜日	②
鹿沼	第3月曜日	②	矢板	第1水曜日	②
小山	第4月曜日	①	佐野	第2水曜日	②
黒磯	第2火曜日	①	大田原	第3水曜日	①
真岡	第3火曜日	①			

相談時間 ①10:00～15:00(受付終了14:45まで) / ②13:00～16:00(受付終了15:45まで)

4 貸付決定

本会において、書類を審査の上、貸付けを決定します。貸付決定後、一括にて指定の口座に振り込みます。申請から返還猶予までの流れは、別紙「申請手続き～契約終了までの流れ」を参照してください。

5 就職準備金の返還等

就職準備金の貸付けを受けた方は、次の場合に該当する場合には、就職準備金を返還することとなります。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 栃木県内の保育所等において保育の業務に従事しなくなった（従事する意思がなくなった）とき。
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

返還期間等は次のとおりです。

- (1) 返還期間

24か月とします。繰り上げて返還することもできます。

- (2) 返還方法

月賦、半年賦による均等又は一括返還です。

- (3) 延滞利子

正当な事由なく、返還期日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき要領で定めた割合で計算した延滞利息を支払わなければなりません。

6 就職準備金の返還の猶予、免除

就職準備金の貸付けを受けた方が次に該当する場合には、就職準備金の返還を猶予し、又は免除します。

- (1) 返還の猶予

ア 栃木県内の保育所等において、保育の業務に従事しているとき。

イ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるときで、会長が適当と認める期間。

※返還決定した方で、履行期限が到来した債務を猶予することはできません。

- (2) 返還の免除

ア 栃木県内の保育所等において保育の業務に従事し、かつ2年間引き続きこれらの業務に従事したとき。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

※返還猶予及び返還免除は申請が必要です。転職を検討している場合や、在職中に傷病休暇等を取得する場合など、上記に該当する場合は、必ずセンターにご連絡ください。